# 資　料

◆第２次行財政改革の総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
◆西東京市行財政改革推進委員会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
◆西東京市行財政改革推進委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・64
◆「西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)」・・65
◆西東京市行財政改革推進本部要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
◆第３次行財政改革大綱策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
◆用語解説（５０音順）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

## ◆第２次行財政改革の総括

### １　これまでの取組方針

平成 17 年度に策定した第２次行財政改革大綱「地域経営戦略プラン」では、改革の必要性を以下の４点に整理しています。

| |
|---|
| ①　子育て支援、保健・医療・福祉等の高齢者に対するサービス、都市の持続的発展の基盤となる社会資本の整備など、「行政需要の量的・質的拡大への対応」 |
| ②　ＮＰＯ等の新たな公的サービスの担い手の登場や、指定管理者制度の創設による民間部門を活用できる幅の広がりによる「行政サービスの主体の多様化」 |
| ③　地域や市民の満足度の高い公共サービスを実現していくための、政策立案主体、経営主体としての手腕が問われる「地方分権時代の行政運営」 |
| ④　山積する行政課題への的確な対応に向けた、国への財源移譲の要求や、国・都からの財政支援に依存しない自立した行財政運営の早期確立による「財政基盤の強化」 |

こうした中で、以下の３つの基本方針のもと、改革の実現に向けた推進項目を設定し、個別実施項目ごとの取組みを実施してきました。

| | |
|---|---|
| 基本方針Ⅰ： | 市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供 |
| （推進項目） | 市民の利便性向上、民間活力の積極的な導入・協働の推進<br>事務事業・補助金の総点検、公共施設の見直しと適正配置 |
| 基本方針Ⅱ： | 自立した都市としての強固な財政基盤の確立 |
| （推進項目） | 内部管理コストの削減、歳入の確保、受益者負担の適正化 |
| 基本方針Ⅲ： | 改革の推進力の持続・強化 |
| （推進項目） | 組織機構の改革、人事・給与制度改革、政策検証機能の強化<br>構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用<br>市民と行政との情報の共有化 |

また、改革の達成状況を財政面から多角的・総合的に評価するため、以下の５つの財政指標を評価指標として設定しています。

平成 21 年度までの目標値

- **◇経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87.0%を超えない**
- **◇実質経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97.0%を超えない**
- **◇基礎的財政収支（プライマリーバランス）・・・・・・・黒字化**
- **◇市債現在高倍率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154.7%を超えない**
- **◇財政調整基金現在高比率・・・・・・・・・・・・・・・・・10.0%程度を維持**

## ２　成果と課題

財政指標の達成状況、改革の必要性を踏まえた実施項目の取組状況という２つの観点から、成果と課題について整理します。

### (1) 財政指標の達成状況

財政効果額（累積）については、
○４年間で目標額88億円に対し、約84億円の財政効果

５つの指標については、
▲経常収支比率及び実施経常収支比率は、目標達成できない見込み
○その他３指標については、比較的良好な水準を維持

経常収支比率の目標を達成するには、平成 18 年度から平成 21 年度までの４年間で約 88 億円の財政効果が必要と推計していました。４年間の取組みにより、それに近い 80 億円を超える財政効果を生み出すことはできましたが､新たな行政需要の増加や、特別会計への赤字繰出が依然として大きいことなどから、経常収支比率及び実質経常収支比率の改善には至っておらず、目標の達成は困難であると見込まれます。

市民サービスの維持・向上を図るためには、経常収支比率を一定の範囲におさめて自由に使うことのできる財源を確保することが必要であり、改善に向けた取組みの強化が必要となっています。

一方、財政構造の健全性や中長期的財政運営の健全性を表す基礎的財政収支、市債現在高倍率、財政調整基金現在高比率については、比較的良好な値を維持しています。

しかし、市債現在高が微増していることや、毎年度当初予算において多額の財政調整基金を取り崩しており、その後の調整で基金残高の回復を図っていることなど、予断を許さない事情もあり、引き続き市債や基金に関する適正な管理が必要です。

| | 20 年度決算値（21 年度目標値） | 成果（○）と課題（▲） |
|---|---|---|
| 経常収支比率 | 92.0%（87.0%を超えない） | ▲経常収支比率の改善 |
| 実質経常収支比率 | 100.9%（97.0%を超えない） | ▲実質経常収支比率の改善 |
| 基礎的財政収支 | 黒字（黒字化） | ○基礎的財政収支の黒字化 |
| 市債現在高倍率 | 149.0%（154.7%を超えない） | ○適正な市債管理 |
| 財政調整基金現在高比率 | 11.2%（10.0%程度を維持） | ○財政調整基金の確保 |

## ■年度別・体系別の財政効果内訳

**経常：経常収支比率の改善に寄与する財政効果額**

**経常以外：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の収支の改善に寄与する財政効果額**

**◆：経常収支比率の改善に寄与する財政効果を上げた取組**

**◇：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の改善に寄与する財政効果を上げた取組**

単位：百万円

| プランの実施体系 | Ⅰ 市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供 | | | Ⅱ 自立した都市としての強固な財政基盤の確立 | | | | Ⅲ 改革の推進力の持続・強化 | | その他 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 民間活力の積極的な導入・協働の推進 | 事務事業・補助金の総点検 | 小計 | 内部管理コストの削減 | 歳入の確保 | 受益者負担の適正化 | 小計 | 政策検証機能の強化 | 小計 | | 小計 | |
| 18年度（決算ベース）の財政効果額（17年度取組の効果） | ◆保育園の民間委託(18) | ◆事務事業の総点検（313）<br>◇塵芥収集車等の購入抑制等(20) | | ◆職員数の削減(100) | ◆徴収率の向上(204)<br>◇未利用市有地の処分(291) | ◇国民健康保険料の限度額の改定(24) | | | | ◆市町村総合交付金創設、診療・介護報酬改定（152）<br>◇診療・介護報酬改定（国保）、税制改正（131） | | |
| 経常 | 18 | 313 | 331 | 100 | 204 | 0 | 304 | 0 | 0 | 152 | 152 | 787 |
| 経常以外 | 0 | 20 | 20 | 0 | 291 | 24 | 315 | 0 | 0 | 131 | 131 | 466 |
| うち単年度効果額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 291 | 0 | 291 | 0 | 0 | | 0 | 291 |
| 小計 | **18** | **333** | **351** | **100** | **495** | **24** | **619** | **0** | **0** | **283** | **283** | **1,253** |
| 19年度（決算ベース）の財政効果額（18年度取組の効果） | ◆学童クラブの民間委託(1) | ◆事務事業の総点検による事業の見直し等(11)<br>◇図書館システムの再リース(17) | | ◆職員数の削減(159)、情報システム最適化(15)、施設維持管理費・委託料の削減(4) | ◆市HPの有料広告掲載収入(3)<br>◇未利用市有地の処分（単年度効果：16） | ◆施設使用料等改定(19)、家庭ごみ有料化(261)、学童クラブ育成料等見直し(4)<br>◇下水道使用料改定(86) | | ◆行政評価による事業見直し等（124） | | | | |
| 経常 | 1 | 11 | 12 | 178 | 3 | 284 | 466 | 124 | 124 | 0 | 0 | 602 |
| 経常以外 | 0 | 17 | 17 | 0 | 16 | 86 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | 119 |
| うち単年度効果額 | 0 | 17 | 17 | 0 | 16 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 |
| 小計 | **1** | **28** | **30** | **178** | **20** | **370** | **568** | **124** | **124** | **0** | **0** | **722** |
| 20年度（決算ベース）の財政効果額（19年度取組の効果） | ◆指定管理者制度の積極的な活用（47）、◆学童クラブの民間委託（2） | ◆事務事業の総点検による事業の見直し等(36)<br>◇事務機器等の再リース(82) | | ◆職員数の削減(141)、公共施設維持管理コストの削減（4） | ◆市HP、図書館HPの有料広告掲載収入(1)<br>◇未利用市有地の処分（9） | ◆施設使用料新設(0)、使用料等改定(H19差額)（13）、保育料改定(46)<br>◇下水道使用料改定(H19差額)(73) | | ◆行政評価による事業見直し等(94)<br>◇行政評価による事業見直し等(21) | | ◆繰上償還(一般会計分)(2)<br>◇繰上償還（下水道会計分）(232) | | |
| 経常 | 49 | 36 | 85 | 145 | 1 | 60 | 206 | 94 | 94 | 2 | 2 | 387 |
| 経常以外 | 0 | 82 | 82 | 0 | 9 | 73 | 82 | 21 | 21 | 233 | 233 | 417 |
| うち単年度効果額 | 0 | 82 | 82 | 0 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 91 |
| 小計 | **49** | **118** | **167** | **145** | **10** | **133** | **288** | **115** | **115** | **235** | **235** | **804** |
| 21年度（予算ベース）の財政効果額（20年度取組の効果） | ◆保育園の民間委託（31） | ◆事務事業の総点検による事業の見直し等(7)<br>◇事務機器等の再リース(92) | | ◆職員数の削減(27)、公共施設維持管理コストの削減（14） | ◇未利用市有地の処分（107） | | | ◆行政評価による事業の見直し等(29) | | ◆繰上償還(一般会計分)(8)<br>◇繰上償還（下水道会計分）(294) | | |
| 経常 | 31 | 7 | 38 | 41 | 0 | 0 | 41 | 29 | 29 | 8 | 8 | 116 |
| 経常以外 | 0 | 92 | 92 | 0 | 107 | 0 | 107 | 0 | 0 | 294 | 294 | 493 |
| うち単年度効果額 | 0 | 92 | 92 | 0 | 107 | 0 | 107 | 0 | 0 | 0 | 0 | 199 |
| 小計 | **31** | **99** | **130** | **41** | **107** | **0** | **148** | **29** | **29** | **302** | **302** | **609** |
| **行革全体の効果額の累計** | **204** | **1,635** | **1,839** | **1,265** | **1,250** | **1,472** | **3,990** | **631** | **631** | **1,904** | **1,904** | **8,362** |
| 経常収支比率改善寄与する効果額 | 204 | 1,364 | 1,568 | 1,265 | 827 | 972 | 3,067 | 589 | 589 | 620 | 620 | 5,844 |
| 経常収支比率改善に寄与しない効果額 | 0 | 271 | 271 | 0 | 423 | 500 | 923 | 42 | 42 | 1,284 | 1,284 | 2,518 |

**※各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。**

（2）実施項目の取組状況

### ① 行政需要の量的・質的拡大への対応

行政サービスの利便性・効率性の向上を目指し、ワンストップサービス*やマルチペイメントの導入などの事務改善や、民間部門の専門性を活かした業務の委託化などを実施してきました。

また、定員適正化、施設維持管理の見直しなどによる内部管理コストの削減や、有料広告の導入等による歳入確保、各種使用料・手数料等の見直しも進めてきました。

一方で、市税や保険料等の徴収部門間の連携については、個人情報保護などの検討課題があり、具体的な取組みは実施できませんでした。

また、国民健康保険や下水道事業についても、見直しを進めてきたものの、一般会計からの基準外繰出金は依然として多額となっています。

これらは、短期間で解決できる問題ではないことから、さらなる改善に向けた努力が必要です。

| 成果（○） | 課題（▲） |
|---|---|
| ○ワンストップサービスの導入などによる利便性の向上<br>○定員適正化計画に基づく職員数の削減（平成 21 年度までに 300 人程度）<br>○専門家の評価・分析に基づく施設維持管理の適正化<br>○契約・入札制度や情報システムの効率化<br>○市ホームページ等への有料広告の導入<br>○基本方針に基づく使用料・手数料等の定期的な見直し | ▲市民サービスのあり方の検証を踏まえた事務改善<br>▲一般会計から国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への基準外繰出金の抑制<br>▲市税・保険料等の徴収部門の連携による徴収率向上 |

### ② 行政サービスの主体の多様化

定型的・専門的業務や施設運営業務等を中心に、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の導入などを推進し、経費削減やサービスの向上に努めてきました。

今後は、市の業務を民間団体等が担うことのメリット・デメリットや留意点などを整理したうえで、市の業務・事務事業全般について民間部門の活用が可能かどうか、全庁的に検証を行うことで、民間の知識や発想、ノウハウ等を有効に活用できる分野をさらに拡大していくことが必要です。

| 成果（○） | 課題（▲） |
|---|---|
| ○文化・スポーツ施設における指定管理者制度の導入<br>○保育園・学童クラブ等の民間委託 | ▲民間活力導入に向けた市の業務・事務事業全般に関する検証 |

### ③ 地方分権時代の行政運営

組織の見直しや政策検証機能の強化など、改革を継続的に推進するための全庁的な体制の整備を進めてきました。また、情報公開を前提とした市民参加手続きの実施など、市民からの要望を把握し、市政に取り入れるための仕組みづくりも実施してきました。

社会経済環境の変化を踏まえた市政運営の見直しという観点からは、引き続き改善に向けた努力が必要です。また、市民参加の実績をみると、必ずしも幅広い層の市民の意見を取入れることができておらず、周知方法や実施方法などを工夫していく必要があります。

| 成果（○） | 課題（▲） |
|---|---|
| ○機能性や効率性を重視した組織再編<br>○能力開発や業績を重視した人事・研修制度の実施<br>○事務事業総点検・行政評価制度の実施による約 13 億円のコスト削減<br>○財政白書*、事務報告書*、出前講座などによる市政情報の公表<br>○市民参加制度の運用 | ▲継続的な組織再編の検討<br>▲効果の検証を踏まえた行政評価制度の機能性の向上<br>▲市民参加制度の実効性の向上 |

### ④ 財政基盤の強化

行政評価などを活用しながら、事業の効率化・適正化に取り組んできましたが、人件費以外の面では必ずしも十分な財政効果が出ていません。

特に、「新市建設計画*」の中で示している地域で機能が重複している公共施設の統合整備については、施設白書や公共施設保全計画の策定を通じて現状や課題の把握は行ったものの、施設ごとの具体的な取組みはこれからの課題となっており、経費削減効果には繋がっていません。

強固な財政基盤を確立するには、ソフト事業や施設維持管理面の改善を中心とする従来の取組みでは限界があり、人件費や各種事業費などとも関連の深い公共施設のあり方自体を見直していくことが必要です。

| 成果（○） | 課題（▲） |
|---|---|
| ○施設白書の作成<br>○公共施設保全計画*の策定 | ▲公共施設の統合整備に向けた施設ごとの具体的な取組み |

## ３　第２次行財政改革大綱実施項目別の達成状況

### 基本方針Ⅰ　市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供

| 推進項目 | 項目番号 | 実施項目 | 達成状況 | 今後の取扱い | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (1)市民の利便性向上 | 1 | ワンストップサービス（総合窓口）の導入 | ● | 定着 | H19年7月導入開始 |
| | 2 | フロアマネージャー（案内人）の配置 | ● | 定着 | 両庁舎で導入済 |
| | 3 | 手続のオンライン化（電子化）の推進 | ◇ | 再構築 | システム最適化に統合し、再構築 |
| | 3-2 | コンビニ納付・マルチペイメントの導入 | ● | 定着 | H21年1月から段階的に導入済 |
| | 4 | 電話受付体制の見直し | ● | 定着 | H19年7月ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ導入・電話交換手削減 |
| | 5 | 住民票等自動交付機の利便性向上 | ● | 継続 | 一部見直し済、継続的に検討を進める |
| (2)民間活力の積極的な導入・協働の推進 | 6 | 指定管理者制度の積極的活用 | ● | 再構築 | 一部導入済、継続的に実施する |
| | 7 | 求人情報等の提供 | ◇ | 終了 | H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外 |
| | 8 | 財政支援団体の見直し（文化・スポーツ振興財団） | ● | 終了 | H21年3月財団解散 |
| | 8-2 | 財政支援団体の見直し（社会福祉協議会） | △ | 継続 | 継続的に取組む |
| | 8-3 | 財政支援団体の見直し（シルバー人材センター） | △ | 継続 | 継続的に取組む |
| | 9 | 保育園の民間委託 | ● | 継続 | 一部導入済<br>継続的に検討を進める |
| | 10 | 児童館・学童クラブ運営の見直し | ● | 継続 | 一部導入済<br>継続的に検討を進める |
| | 11 | 公民館事業の見直し | ● | 再構築 | H20年度庁内検討委員会まとめ |
| | 12 | 図書館事業の見直し | ● | 再構築 | H19年度協議会提言、20年度基本計画・展望計画 |
| | 13 | 協働の促進に向けた環境整備 | ● | 継続 | H21年3月ゆめこらぼ開設 |
| | 13-2 | 事務委託化等の推進 | △ | 継続 | H19年度追加項目 |
| (3)事務事業・補助金の総点検 | 14 | 事務事業・補助金の総点検 | ● | 定着 | 事務事業評価にて実施 |
| (4)公共施設の見直しと適正配置 | 15 | 公共施設の適正配置・有効活用 | △ | 継続 | 施設白書、施設台帳作成 |
| | 16 | 学校施設の適正配置 | △ | 継続 | 基本方針作成 |
| | 16-2 | 菅平少年自然の家のあり方の検討 | △ | 継続 | H19年度追加項目 |
| | 16-3 | 市営住宅のあり方の検討 | △ | 継続 | H19年度追加項目 |

## 基本方針Ⅱ　自立した都市としての強固な財政基盤の確立

| 推進項目 | 項目番号 | 実施項目 | 達成状況 | 今後の取扱い | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (1)内部管理コストの削減 | 17 | 新たな定員適正化計画の策定 | ● | 継続 | H19年12月第2次計画策定 |
| | 18 | 業務内容に即した勤務時間の設定 | ◇ | 終了 | H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外 |
| | 19 | 公共施設保全計画の策定 | ● | 終了 | H21年3月保全計画策定 |
| | 20 | 公共施設維持管理コストの削減 | ● | 継続 | 一部実施<br>継続的に実施する |
| | 21 | 投票区の見直し | ◇ | 再構築 | 投票区の一部見直し実施 |
| | 22 | 情報システムの最適化* | ● | 継続 | 事業実施中 |
| | 23 | 契約・入札制度の改善 | ● | 継続 | 電子入札の対象範囲拡大 |
| (2)歳入の確保 | 24 | 市刊行物の有償頒布基準の策定 | ● | 終了 | H19年8月基準策定済 |
| | 25 | 有料広告掲載の検討 | ● | 継続 | H18年度から実施中<br>継続的に取組む |
| | 26 | 未利用市有地の処分・有効活用 | ● | 継続 | 実施中<br>継続的に取組む |
| | 26-2 | 法定外公共物の適正な管理・処分 | △ | 継続 | H19年度追加項目 |
| | 27 | 徴収率の向上（市税） | △ | 継続 | 継続的に実施<br>共同処理の検討 |
| | 27-2 | 徴収率の向上（国民健康保険料） | △ | 継続 | 継続的に実施<br>共同処理の検討 |
| | 27-3 | 徴収率の向上（介護保険料） | △ | 継続 | 継続的に実施<br>共同処理の検討 |
| | 27-4 | 徴収率の向上（保育料） | △ | 継続 | 継続的に実施<br>共同処理の検討 |
| | 27-5 | 徴収率の向上（学童クラブ育成料） | △ | 継続 | 継続的に実施<br>共同処理の検討 |
| (3)受益者負担の適正化 | 28 | 使用料・手数料の適正化 | ● | 継続 | 継続的な実施必要 |
| | 29 | 公共施設駐車場使用料の適正化 | △ | 継続 | 敷地整備にあわせ検討 |
| | 30 | 市民健康診査等の受益者負担の検討 | △ | 再構築 | 受診率向上が課題 |
| | 31 | 保育料の見直し | ● | 継続 | 段階的な改定実施 |
| | 32 | 学童クラブ育成料の見直し | ● | 継続 | H19年度子ども福祉審議会により改定なし |
| | 33 | 家庭ごみの有料化 | ● | 終了 | H20年1月実施済 |
| | 34 | 行政財産使用料の適正化 | ● | 定着 | 旧市不均衡是正（H18年度見直し適用） |
| | 35 | 国民健康保険特別会計の健全化 | △ | 継続 | 法定外繰入の抑制 |
| | 36 | 下水道特別会計の健全化 | ● | 継続 | 繰上げ償還実施<br>法定外繰入の抑制 |

## 基本方針Ⅲ　改革の推進力の持続・強化

| 推進項目 | 項目番号 | 実施項目 | 達成状況 | 今後の取扱い | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (1)組織機構の改革 | 37 | 目標管理制度の導入 | ● | 定着 | H19年度導入済 |
| | 38 | 政策決定方式の再構築 | ● | 定着 | H18年度実施済 |
| | 39 | 機能的・効率的な組織編成 | ● | 定着 | H19年7月、22年4月組織改正 |
| | 40 | リスクマネジメント（危機管理）体制の強化 | ● | 定着 | H19年7月組織改正により危機管理室設置 |
| (2)人事・給与制度改革 | 41 | 職員提案制度の効果的運用 | ◇ | 終了 | 提案を随時調整する体制に移行し除外 |
| | 42 | 人事考課制度の適正な運用 | ● | 継続 | H19年度導入済 |
| | 43 | 普通昇給停止年齢の見直し | ◇ | 終了 | H19年度検討の結果、人事政策の動向から除外 |
| | 44 | 研修・能力開発支援の充実 | ● | 継続 | 継続的に検討を進める |
| | 45 | 職種換の導入 | ● | 再構築 | H19年度制度化 |
| | 46 | 採用形態の多様化 | ◇ | 終了 | H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外 |
| | 46-2 | 給与体系の見直し | ● | 定着 | H20年4月実施済<br>19年度追加項目 |
| (3)政策検証機能の強化 | 47 | 行政評価制度の効果的運用 | ● | 継続 | 事務事業実施、施策評価試行 |
| | 48 | 予算制度改革 | △ | 再構築 | 施策評価との連携 |
| | 49 | 政策法務機能の強化 | ● | 定着 | 例規システム導入、法務研修実施 |
| (4)構造改革特区等の認定制度の活用 | 50 | 構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用 | ◇ | 再構築 | 他の方策を含めて再構築 |
| (5)市民と行政との情報の共有化 | 51 | 市民にわかりやすい行政情報の公表（財政白書等） | ● | 定着 | H17年8月以降例年実施 |
| | 51-2 | 市民にわかりやすい行政情報の公表（事務報告書） | ● | 定着 | 記載統一、ＨＰ公表 |
| | 52 | 電子会議室の設置 | ● | 再構築 | H18年4月導入済 |
| | 53 | 市民の声の庁内共有と活用 | △ | 継続 | H19年2月制度化<br>効果的な運用を進める |
| | 54 | 出前講座の実施 | ● | 定着 | 実施中<br>検証しつつ改善を図る |
| | 55 | 市民意識調査の実施 | ● | 継続 | H19年7月実施 |

《達成状況》
●：一定の成果を得た項目　　　△：取組中または取組みが不十分な項目
×：取組みが進んでいない項目　　◇：取組項目の見直しが必要な項目

《今後の取扱い》
継　続：基本的に現行の取組内容・方法で第３次行財政改革大綱で継続的に取り組む項目
再構築：現行の内容・方法を見直して第３次行財政改革大綱で取り組む項目
定　着：長期にわたる取組みなどで、今後も継続するが、改革の方向が定着し、第３次行財政改革大綱による進行管理の必要のない項目
終　了：目標年度を達成した項目又は検討を終了した項目

## ◆西東京市行財政改革推進委員会条例

（設置）

第１条　西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

２　委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者　５人

(2) 市民　３人

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年６月 25 日条例第 37 号）

この条例は、平成 19 年７月１日から施行する。

◆西東京市行財政改革推進委員会委員名簿

| 氏　　名 | 職　業　・　所　属 | 備　　考 |
|---|---|---|
| あさお　ゆたか<br>浅尾　裕 | 独立行政法人<br>労働政策研究・研修機構<br>労働政策研究所　主席統括研究員 | |
| いまい　ふみお<br>今井　文男 | 公募市民 | |
| おかだ　ゆたか<br>岡田　豊 | みずほ総合研究所㈱<br>調査本部政策調査部<br>主任研究員 | |
| かとう<br>加藤　うたみ | 公認会計士 | |
| すずき　かずあき<br>鈴木　一秋 | 公募市民 | |
| すずき　じゅんこ<br>鈴木　純子 | 公募市民 | |
| よこみち　きよたか<br>横道　清孝 | 政策研究大学院大学教授 | 委員長 |
| よしだ　たみお<br>吉田　民雄 | 東海大学大学院政治学研究科研究科長<br>政治経済学部教授 | 副委員長 |

（五十音順　敬称略）

## ◆「西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)」

20 西企企第 333 号
平成 21 年1月 21 日

西東京市行財政改革推進委員会
委員長　　横 道　清 孝　様

西東京市長　坂　口　光　治

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）

西東京市では、平成 13 年１月の合併以来、二次にわたる行財政改革大綱を策定し、限られた行政資源を有効活用した効率的な行政体制を目指して、積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化や経済の低成長、さらには、合併に伴う国や都からの財政支援の縮減などを背景として、市を取り巻く財政状況は一層厳しくなっております。また、地方分権が進展する中、行政と市民、民間部門の役割分担も見直されてきています。

こうした社会情勢の中、将来にわたり安定した行政運営を行い、市民サービスの向上を図っていくためには、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められているものと考えております。

来年度は、現行の行財政改革大綱の最終実施年度に当たります。そこで、これまでの取組みの成果と課題を十分に検証した上で、地域の実情を踏まえた新たな行財政改革大綱を速やかに策定し、多様化する行政需要に的確に対応できる自立した自治体経営の実現に努めてまいりたいと存じます。

つきましては、西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問いたしますので、よろしくご教示くださるようお願いいたします。

## ◆西東京市行財政改革推進本部要綱

第１　設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第２　所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。

(2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

第３　組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

４　本部員は、企画部長、総務部長、危機管理室長、市民部長、福祉部長、子育て支援部長、生活環境部長、都市整備部長、市街地再開発等担当部長、教育部長及び教育部特命担当部長の職にある者をもって充てる。

５　前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時本部員にすることができる。

第４　本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

第５　会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

２　本部長は、会議の議長となる。

３　本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

第６　部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

２　前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第７　庶務

本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第８　雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 16 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年７月１日から施行する。

## ◆西東京市第３次行財政改革大綱策定経過

| 日付 | 行財政改革推進委員会／市民参加手続 | 行財政改革推進本部 |
|---|---|---|
| 平成21年<br>1月21日 | 平成20年度　第5回会議<br>西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）<br>行財政改革推進委員会のスケジュールについて<br>地域経営戦略プランの達成状況 | |
| 2月20日 | 平成20年度　第6回会議<br>第3次行財政改革大綱策定に向けた市内公共施設の状況把握について | |
| 4月23日 | 平成21年度　第1回会議<br>第3次行財政改革大綱策定に向けた市内公共施設の視察 | 第2次行革大綱<br>実施状況調査 |
| 5月8日 | | 平成21年度　第1回会議<br>第3次行財政改革大綱の策定に向けた検討について |
| 5月15日 | 平成21年度　第2回会議<br>第2次行財政改革の総括について<br>西東京市の概況について | |
| 6月22日 | | 平成21年度　第2回会議<br>事務委託化等の推進について |
| 6月30日 | 平成21年度　第3回会議<br>これまでの改革の取組状況について<br>第3次行財政改革の方向性について | |
| 7月24日 | 平成21年度　第4回会議<br>第3次行財政改革の方向性について<br>第3次行財政改革の指標について | |
| 8月27日 | 平成21年度　第5回会議<br>西東京市の概況について<br>第3次行財政改革の方向性について | |
| 10月6日 | | 平成21年度　第3回会議<br>今後の会議日程について |
| 10月8日 | 平成21年度　第6回会議<br>西東京市の概況について<br>第3次行財政改革の方向性について | |
| 10月27日 | 平成21年度　第7回会議<br>第3次行財政改革の方向性について | |
| 11月10日 | 答申の手交 | |
| 11月17日 | | 平成21年度　第5回会議<br>行財政改革推進委員会からの答申の報告について<br>第2次行財政改革の総括について<br>（仮称）第3次行財政改革大綱の策定方針について |
| 平成22年<br>1月15日 | 平成21年度　第8回会議<br>第3次行財政改革大綱素案について | **12/18-26　各部ヒアリング実施** |
| 1月19日 | | 平成21年度　第6回会議<br>第3次行財政改革大綱策定スケジュールについて<br>第3次行財政改革大綱（素案）について |
| 1月21日<br>～2月19日 | パブリックコメントの実施 | |
| 2月5日 | 市民説明会の開催 | |
| 2月23日 | 平成21年度　第9回会議<br>第3次行財政改革大綱案について | |
| 3月8日 | | 平成21年度　第7回会議<br>第3次行財政改革大綱（案）について |
| 3月29日 | | 平成21年度　第8回会議<br>第3次行財政改革大綱（案）について |

## ◆◇◆　用語解説（50音順）　◆◇◆

### あ行

＊IC タグシステム

IC タグに登録した情報を管理するネットワークやコンピュータを含めたシステム全体のこと。西東京市では、情報を記録する IC チップ（集積回路）と無線通信用アンテナを組み合わせた小さなタグ（札）を本、CD 等に付け、電子的に識別できるようにした図書館管理システムを平成 20 年６月から導入し、本、CD の管理及び自動貸出機による貸出手続きを行っている。

＊一般会計

下水道特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計を除く、税収入を主な財源とする地方公共団体の根幹となる会計の区分であり、いわゆる市の会計といえば市民サービスの大半を取り扱っているこの会計を意味する。

＊インセンティブ

各部局の創意工夫による経費節減や財源確保を評価し、一定額を翌年度予算の配分に加算する予算編成方式のこと。事業部門の改善努力を予算編成に反映させることで、事業執行の効率化への意欲を向上させることを目的としている。

＊エコアクション２１

環境省が中小事業者向けに構築した環境マネジメントシステムのこと。温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、水道使用量の削減が必須項目となっている。市内事業者である西東京市では、庁舎他の環境負荷削減及び環境保全事業の推進のため、「エコアクション21」規格に基づき、環境方針を定め、環境負荷の低減及び環境保全事業に取り組んでいる。

＊ＮＰＯ

民間非営利団体と訳される、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことで、Non Profit Organization の略称。なお、ＮＰＯ法人とは、平成 10 年 12 月から施行された特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づいて認証される法人で、平成 21 年８月現在、全国のＮＰＯ法人数は約 38,000 となっている。

### か行

＊基準外繰出金

国民健康保険事業や下水道事業などに対して法定基準を超えて一般会計から補てんされる金額のこと。独立採算制の考え方から、これらの事業に必要な経費は当該事業の収入や法令で定められた国や都からの支出金等で運営することが原則であるが、西東京市では、これらの歳入で不足する分を市の一般会計からの繰出金により補填している。

＊基礎的財政収支（プライマリーバランス）

歳入・歳出予算から、市債借り入れと元利償還金の影響を取り除いた収支のこと。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、これらを除く基礎的財政収支は、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわしている。財政構造の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

＊行政評価制度

政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの。行政の目標を設定して成果を分析することで、成果重視の行政の実現につながる。

＊協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、ＮＰＯ、企業、大学などが対等のパートナーとして互いの立場を尊重しながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

＊経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的な収入で市が自由にその使途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の割合。一般的に 70～80%が適正水準といわれている。財政構造の弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

＊下水道事業特別会計

公営企業である下水道事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して下水道料金を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

＊公共施設保全計画

西東京市内の公共施設について、施設の長寿命化、維持管理費の削減、財政負担の平準化を図るため、経過年数や劣化度等から中長期的な計画保全の実施時期と経費の推計を示したもの。

＊国民健康保険特別会計

公営事業である国民健康保険事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して保険料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

## さ行

＊財政白書

西東京市の財政状況を公表するためにわかりやすくまとめた冊子。平成 17 年度から毎年発行している。

＊財政調整基金

地方財政法で設置が義務付けられている、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要となった公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

＊財政調整基金現在高比率

標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合を示すもの。中長期的な視点での財政運営の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

＊三位一体の改革

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれる。

＊施策評価

行政評価制度のうち、事務事業のまとまりである施策を単位として評価し、施策の達成状況や有効性から成果を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図るというもの。西東京市では、平成 21 年度に試行的に実施し、平成 22 年度から導入する予定である。

＊市債現在高倍率

標準財政規模に対する市債の残高の割合を示すもの。将来負担の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

＊施設白書

公共施設の見直しと適正配置に向けた基礎的な資料として、平成 19 年 10 月に西東京市内の各施設の現状と課題をまとめたもの。

＊実質経常収支比率

経常収支比率の算定に含まれない特別会計への繰出金を、実質的な経常経費とみなして算定要素に含めた場合の経常収支比率。財政構造の実質的な弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

＊指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者やＮＰＯ法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることが目的となっている。

＊市民参加

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくこと。西東京市では平

成 14 年 10 月 1 日に、市民参加の基本的な考え方と政策立案過程における具体的な参加手続を定めた市民参加条例を施行している。

＊事務事業評価

行政評価制度のうち個々の事務事業単位を対象に評価を行うもの。西東京市では平成 18 年度からの 3 年間で、市の裁量の余地のある事務事業（約 450 事業）について、単年度約 150 ずつ評価し、平成 21 年度は、施策評価の試行的実施と並行して、約 60 事業について事務事業評価を実施した。

＊事務報告書

毎年度終了後、当該年度に実施した事務事業の状況をまとめた西東京市の報告書のこと。決算審査の資料にもなっている。

＊受益者負担

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収すること。使用料や手数料などが受益者負担の代表例とされる。この適正化により、特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

＊情報システムの最適化

市で稼動している業務システムやネットワークを対象に、構築・運用体制、データ体系、システム構成について、作業利便性やコスト面から共通基盤を構築し、サービス向上とシステム関連経費の削減を図るもの。

＊シーリング

次年度の予算編成過程において各課から出される概算要求（次年度予算で使いたい歳出額の見積もり）が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求の上限のこと。

＊人件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当する。

＊新市建設計画

平成 13 年度から 22 年度までの 10 年間における合併新市としての西東京市のまちづくりの指針を示した計画。合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要なものであり、現在の基本構想・基本計画に包含されている。

＊総合窓口

ワンストップサービスの一環として、複数の用件を１ヶ所の窓口で受け付けられるよう、西東京市が実施している市民課総合窓口のこと。市民税課、納税課、健康年金課、子育て支援課、高齢者支援課等の受付業務の一部を再編し統合している。

た行

＊ダイヤルイン

市役所に電話する際、代表電話から交換手を通ることなく、直接担当課に通じる方式。西東京市では、平成 19 年 7 月 1 日から導入している。

＊地域経営戦略プラン

平成 17 年９月に、行財政改革大綱（平成 14 年７月）の成果と課題を検証し、平成 17 年度から 21 年度までの５年間を取組期間として策定した第２次行財政改革大綱。財政の健全化や分権社会にふさわしい行財政運営の仕組みづくりを目標として 61 項目の改革に取り組んでおり、平成 21 年度までに約 84 億円（累積）の財政的効果を生み出している。取組期間の中間年度に当たる平成 19 年度に、改革内容の見直しを行っている。

＊地域主権

中央集権体質から脱却して国と地方の関係を抜本的に転換し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負うという国のあり方。民主党を中心とする連立政権が推進しており、地域主権を早期に確立する観点から平成 21 年 11 月 17 日、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置された。

＊地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年４月１日に施行された地方分権一括法が契機となった。

＊地方分権一括法

平成 12 年４月１日に施行された法律で、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

＊定員適正化計画

西東京市の職員数を適正に管理するための計画のこと。現行の第二次定員適正化計画では、平成 22 年度当初において正規職員 1,064 人、再任用職員 36 人の合計 1,100 人体制を目標としている。

＊特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 21 年度の西東京市には、国民健康保険、下水道事業などの８つの特別会計がある。

＊独立採算制

財貨またはサービスの対価として料金を徴収し、それにより新たな財貨またはサービスを再

生産し、企業活動を続けていくこと。

## な行

＊西東京市行財政改革大綱

平成 14 年７月に、平成 14 年度から 16 年度までの３年間を取組期間として策定した行財政改革を推進するための指針。「コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営」、「市民との連携による行政運営」、「市民に便利で分かりやすいサービス提供」という３つ方向性から 81 項目の改革に取り組み、約 20 億円の財政効果を生み出した。

＊ネーミングライツ

有料広告の手法として、公共施設の命名権を付与し、広告料を徴収するもの。平成15年に公共施設で初めて「味の素スタジアム（東京スタジアム）」に導入された。

## は行

＊はなバス

既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムとして、平成 14 年３月から運行を開始した西東京市のコミュニティバス。公共交通空白地域を中心に、現在は市内５路線の運行を行っている。

＊ＰＤＣＡサイクル

Ｐ（Ｐｌａｎ）、Ｄ（Ｄｏ）、Ｃ（Ｃｈｅｃｋ）、Ａ（Ａｃｔｉｏｎ）で表される活動の検証サイクルモデル。企画・立案し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画立案段階に活かしていくというねらいがある。

＊ファシリティ・マネジメント

企業・団体などが所有または使用するすべての施設を対象に、そのあり方を最適に保つことを目的として、総合的・長期視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

＊物件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当する。

＊フロアマネージャー

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など利用者がスムーズに用件を済ますことができるように配置された職員のこと。

＊フロー・ストック

フローとは収益や費用などの損益状況をあらわすものであり、ストックとは資産や負債などの財産状況をあらわすもの。財政構造を多面的に分析するためには、フローとストックの両面からの分析が必要とされている。

＊法定外公共物

道路法や河川法といった法律の適用を受けないで、里道や水路に使用されている土地。

もともと法定外公共物は国有財産で、財産の管理は都道府県が行い、修繕、補修、改良といった維持管理（機能管理）は市町村が行うという複雑な形になっていたが、平成 17 年４月１日から市町村へ譲渡され、市町村有財産となった。

## ま行

＊マルチペイメント

地方公共団体及び収納機関と金融機関等とをネットワークで結ぶことにより、ＡＴＭ、携帯電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払いができるサービス。

＊モニタリング

行政が、指定管理者によって適正かつ確実なサービスの提供がなされていることを確認し、かつ、行政の責任において指定管理者が提供する公共サービスの水準を監視（測定・評価）する一連の作業のこと。

## や行

＊有料広告

自治体の行政財産等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。ホームページ、市報などの広報媒体や封筒などで有料広告を掲載することが多い。

## ら行

＊類似団体

全国の市町村（特別区含む）を「人口」及び「産業構造」をもとに 88 の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこと。

## わ行

＊ワンストップサービス

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を１ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのこと。

西東京市地域経営戦略プラン 2010

－第 3 次行財政改革大綱－

平成 22 年 3 月発行
編集・発行　西東京市企画部企画政策課
〒188-8666　東京都西東京市南町 5-6-13
電話　042-464-1311